

随意契約理由書

件名	戸別受信機配置（再配置含む）及び調整作業
契約の相手方	三菱電機株式会社 大阪支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>本業務は、神戸市防災行政無線同報系戸別受信機の、故障時、再配置、新設時配置等の作業を受信調整も含めて迅速、確実に行うものである。</p> <p>対象の防災行政無線同報系戸別受信機は、三菱電機株式会社が開発・構築したシステムであり、グループ別送信機能など、本市独自の機能を有している。また、無線機メーカーがそれぞれに開発した防災行政無線のシステムは、地方公共団体（市町村）のみが導入できるという特殊性から、相互間に汎用性を持たせるための開発が全くなされていないため、他のメーカーが当該業務を実施することは不可能である。</p> <p>また、本設備の製造者は三菱電機株式会社であるが、本業業務を行っていないことから、平成28年度より防災行政無線に関する業務の全てを上記業者に移管したため、当該業務を実施できるのは上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者と特命随意契約を行う。</p>
担当部署 （問合せ先）	危機管理室 （電話番号 322-6482）